

生産性向上特別措置法に係る「先端設備等導入計画」等について

1 先端設備導入計画とは

- 「生産性向上特別措置法」(H30.6月施行)において措置された、中小企業等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
- 所在している市区町村が「導入促進基本計画」について国から同意を得ている場合、当該計画に基づき、中小企業等が市区町村から認定を受けることができます。
- 中小企業等が認定を受けることで、固定資産税の特例等の支援措置を受けることができます。

2 静岡市の対応

- 静岡市は、「生産性向上特別措置法」の施行に伴い、市内中小企業等の設備投資を支援するために、本年6月議会において固定資産税をゼロとする特例(市税条例の改正)を講じました。
- また「静岡市導入促進基本計画」を策定し、国から同意を得ており、それに基づき、7月13日(金)から中小企業等からの先端設備等導入計画の申請を受け付けています。

【静岡市導入促進基本計画の概要】

計画に記載すべき項目 (導入促進指針(国)の記載項目)	本市計画の内容
1 先端設備等の導入促進の目標 (1)地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等	【人口構造】 ○本市人口及び生産年齢人口(H27国調) ○人口目標「2025年総人口70万人維持」 【産業構造】 ○多彩でバランスがよい産業構造 ○市内総生産額 約3兆円(H23) ○業種別の概要(製造業・商業等) 【中小企業者の実態】(H28中小企業庁データより) ○企業数:25,086社、全体に対する割合は99.7% ○従業員数:220,888人、割合は80.6%
(2)目標(市としての目標)	○先端設備等導入の目標 →「 先端設備等導入計画の認定件数 」とし「 年間150件 」
(3)労働生産性に関する目標(事業者)	○年平均3%以上
2 先端設備等の種類	○経済産業省令で規定する 全ての設備 ・機械装置 ・測定工具及び検査工具 ・器具備品 ・建物付属設備 ・ソフトウェア
3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項	
(1)対象地域	○市内全域
(2)対象業種・事業	○ 全ての業種及び事業
4 計画期間	
(1)導入促進基本計画	○国の計画同意の日から3年間
(2)先端設備等導入計画	○3年間、4年間又は5年間
5 その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項	○雇用の維持(先端設備等導入に伴う人員削減はしないこと) ○市税の完納 等